

大曽根小学校いじめ防止基本方針

横浜市立大曽根小学校

策定日：平成26年1月10日（令和5年4月5日一部改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（横浜市いじめ防止基本方針より H25.12）

※法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、背景にある事情の調査を十分に行うなど、いじめられた児童生徒の立場に立って慎重に行う。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性（横浜市いじめ防止基本方針より H25.12）

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントを掲げ対応していく。

- (ア) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であること。
- (イ) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (ウ) 子ども健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (エ) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

以上の考え方に基づき、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、だれもがいじめ問題に関心であってはならない」という基本認識に立ち、全校の全ての児童があらゆる教育活動の中で、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指し、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 組織の構成

校内に校長のリーダーシップのもと、児童支援専任教諭を中心とした各学年1名ずつ選出されたメンバーで構成された「心の教育推進委員会（児童指導委員会）」を設置するとともに、その構成員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、いじめと疑われる事案が発覚した場合は、いじめ防止対策委員会の構成員に加え、管理職、学年主任、関係職員、養護教諭を加えた「いじめ防止対策特別委員会」を直ちに設置する。さらに、重大事態が発生した場合には、必要に応じて教育委員会とも連携を図り、心理や福祉等の専門家を加え、事態解決に当たる。

(2) 組織の役割

いじめ防止に関する実効的な取り組みを進めるため、日常的に次のことに取り組む。

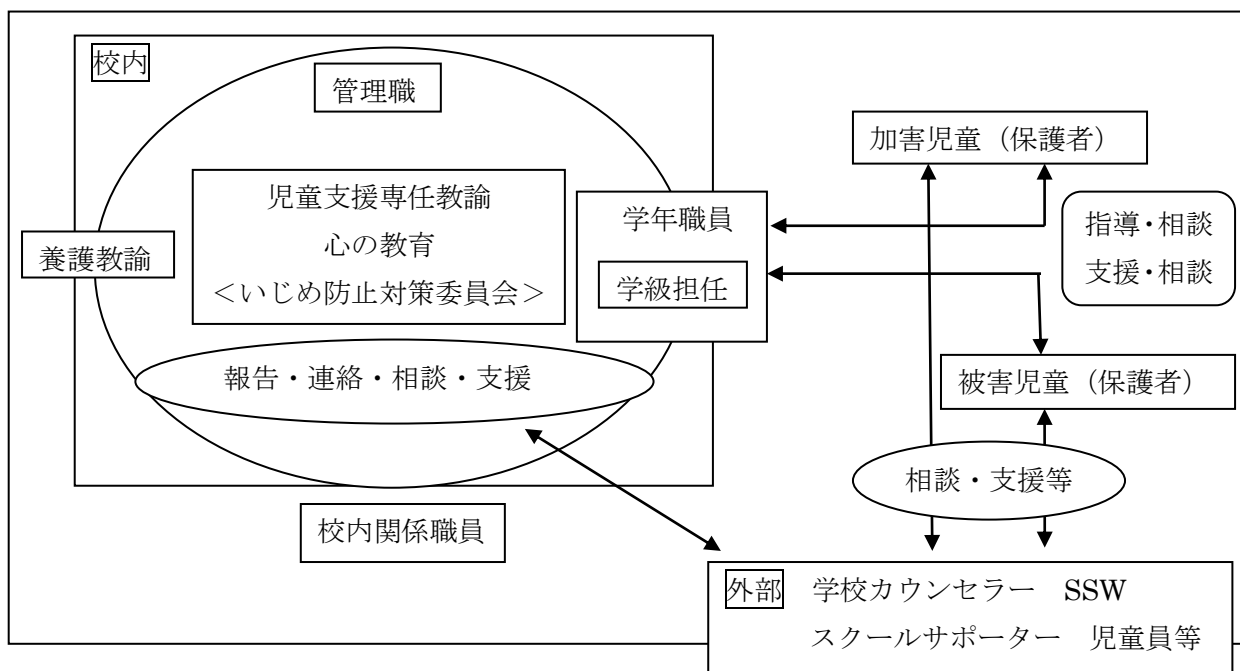
- ① いじめを許さない雰囲気作りのための各種調査の実施、具体的な指導内容の提示など日常からいじめの未然防止に関わる具体的な手立てについて、研修等を通して職員全体で共有する。
- ② 重大事態の報告があった場合には、すみやかに実態を把握し、重大事態であるかどうかを判断するとともに、いじめの原因となった事実の解明に努める。
- ③ 重大事態が発生した場合には、校長が組織の中核となって組織で対応し、適切で敏速な対応を行う。
- ④ いじめが認知された場合、初期対応だけではなく、事後の経過を含めいじめ防止対策委員会を中心に丁寧な指導、見守りを行う。

(3) 委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」は、年間を通して、第一週は「企画会」の中で、第二週は「心の教育推進委員会」の中で、第三週は「職員会議」の中で定期的に行う。また、いじめと疑われる事案が発覚した場合は、直ちに「いじめ防止対策特別委員会」を設置する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○組織図



(4) 年間計画 児童指導の年間計画<いじめ防止年間計画>

1 学校としての取り組み

時期	対 策	内 容	目 的
常時	実態把握	・職員会議、学年研、打ち合わせでの情報交換	・いじめを未然に防ぐための実態把握を深める。
前期 前半	未然防止	・特別支援教育研修会 ・学級づくり ・たてわり活動前の児童理解研修 ・いじめ防止一斉アンケートの実施	・支援の必要な児童についての理解を深める ・いじめを許さない雰囲気の醸成 ・支援の必要な児童についての理解 ・いじめの把握
前期 後半	早期発見	・いじめ解決に向けての指導 ・夏休みの校内研修 ・夏休み明けの校内研修 ・Y—P アセスメントの実施	・学級の雰囲気の把握 ・いじめ発見についての研修 ・いじめ解決に向けての研修 ・いじめ対策についての取り組み
後期 前半	解決	・Y—P アセスメントの分析 ・いじめ防止一斉アンケートの実施 ・人権週間の取り組み	・いじめを許さない学級体勢の見直し ・児童の支援方法の確認 ・いじめの把握（2回目） ・人権意識の高揚
後期 後半	事後指導	・いじめ解決に向けての指導	・いじめ解決に向けての取り組み ・学級づくり

2 地域や家庭との連携

時期	方 法	目 的
前期 前半	・学年・学級懇談会 ・学校運営協議会 ・PTA 総会 ・学校説明会	・学校として「いじめは許さない」という姿勢を伝えるとともに、「いじめたものが悪い」という基本的な考えを示す ・学校としての取り組みを PTA や地域の方々に説明し、理解と協力を求める。
前期 後半	・学校便り ・学校便り	・いじめが犯罪であることやいじめの解決のために学校が取り組む具体的な方法を示す
後期 後半	・学年・学級懇談会 ・学校運営協議会 ・PTA 総会 ・学校報告会	・いじめ対策についての今年度の成果や来年度に向けての課題を説明し、保護者や地域の方々に評価をいただき、学校としての取り組みを再検討する。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめ未然防止への取り組み

- ① いじめの早期発見やいじめを未然に防ぐ雰囲気作りのため、Y-P アセスメントを活用した指導を取り入れ、積極的ないじめ防止対策に取り組む。
- ② 人権週間等を活用し、年間を通して人権に関する基本的な考え方を共有することにより、相手を尊重する態度の育成に努める。

(2) いじめの早期発見

年に2回(5月・12月)のアンケート調査、また夏休み明けには全員に面談を行うだけではなく、定期的に行う「いじめ防止対策委員会」で情報共有を行うなど、日常より児童の言動に気を配り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握をし、いじめであるか否かの判断を行う。
- ② いじめに対しては、その理由の如何を問わず「いじめた者が悪い」という毅然とした態度で指導にあたる。また、保護者とも連携をとりながら事態の改善に努めていく。
- ③ いじめの実態を把握し、その背景にある人間関係など、原因究明に努めるとともに、いじめに関係した児童や集団に必要な指導体制や対応方針の決定を組織的に行う。またそれに係る情報を記録として残し、全職員で共有する。
- ④ いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないという2つの条件を満たしている場合、いじめが「解消している」と認める。

(4) 研修

- ① 支援の必要な児童に対しては、学級担任を中心とした支援体制を強化するため、年度始めに研修会を行い、前年度の引継ぎ並びに全職員での共通理解に努める。
- ② いじめ防止への取り組みに生かすため、Y-P アセスメントの効果的な活用を図るべく、その研修を行う。
- ③ 保護者との個別面談の前には、事例検討会などを行い、いじめ問題の解決法や継続的な観察結果など、いじめ問題の全容について全職員で理解を深められるようにする。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

- ① 学校での取り組みについて説明する機会として、学校ホームページや学校だより、学校説明会、入学説明会、学校報告会、PTA 総会、まちとともに歩む学校づくり懇話会、地区懇談会などの機会を活用し、保護者や地域の方々の理解を深めるとともに、その評価をいただく。
- ② 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と見られる事案が発生した場合には、職員はすみやかに校長および児童支援専任教諭に連絡するとともに、校長はいじめ防止対策委員会を招集し、その内容について教育委員会へ報告する。

(2) 重大事態の調査

いじめ防止対策委員会は、関係する児童生徒から事情を聞き、その実態把握に努める。加害児童については、個別に指導をする。

(3) 被・加害児童生徒保護者への報告

調査の結果、いじめがあったと判断される場合には、いじめ防止対策委員会は、知り得た情報について、ただちに被・加害児童生徒の保護者に報告するとともに、その後の対応について協力を依頼する。

また、指導後もその指導内容やそれ以降の対策について保護者へ連絡し、家庭での指導について協力を依頼する。

(4) 外部への連絡

調査の結果、重大事態であると判断した場合は、その時点で明らかになった事実関係について、校長はすみやかに教育委員会へ報告する。また、把握したいじめの事実に犯罪行為があった場合は、関係機関へ連絡、相談し、その後の対応について連携できるようにする。